令和4年

飯盛霊園組合議会7月定例会会議録

開会 令和4年7月21日

閉会 同 日

飯盛霊園組合

飯盛霊園組合議会定例会(7月)会議録

0 4	令和4年7月21日	飯盛霊園組合事務所2階会議室におい	て開催する。
-----	-----------	-------------------	--------

○ 出席議員次のとおり

3 番 議員 福 本 健 一 4 番 議員 江 端 将 哲

副議長

5番議員 吉田涼子 6番議員 大矢克巳

議長

7番議員 中道 建 8番議員 亀井 淳

11番議員 石垣直紀

○ 欠席議員次のとおり

9番議員 今田哲哉 10番議員 東 健太郎

12番議員 中河 昭

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者職務代理者 副管理者 大東市長 東坂 浩一

○ 議案説明のための出席者次のとおり

副管理者 守口市長 西端 勝樹 副管理者 門真市長 宮本 一孝

副管理者 四條畷市副市長 神谷 雅之 事務局長 藤岡 靖幸

総務課長 奥林 学 管理課長 森井 規仁

施設課長 長谷川 篤

○ 事務局出席者次のとおり

総務課長補佐 植村 静香 総務課長補佐 中川 誉士

管理課長補佐 梅本 光

○ 議事日程次のとおり

日程第1 仮議席の指定

日程第2 会期について

日程第3 選第1号 議長の選挙

日程第4 議席の指定

日程第5 選第2号 副議長の選挙

日程第6 報告第1号 令和3年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報

告について

日程第7 報告第2号 専決処分の報告について(一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例)

日程第8 議案第7号 飯盛斎場条例の一部を改正する条例案

日程第9 選任同意第3号 監査委員の選任について

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課長補佐 植村 静香

○藤岡靖幸事務局長 開会に先立ちまして事務局より御報告申し上げます。

本定例会は、各市議会におきまして飯盛霊園組合議会議員の選挙が行われてから初めての議会でございます

議員の選挙により、本組合の議会議長及び副議長が欠員となっておりますので、議長が選ばれるまでは地方自治法第107条の規定に基づき、出席議員の中で年長の議員に臨時議長をお願いすることとなっております。つきましては、本日の年長議員は江端議員でございますので、御紹介を申し上げますとともに江端議員の議長席への着席をお願い申し上げます。

○江端将哲臨時議長 ただいま紹介を受けました江端でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。

なお、私の行います職務は新議長を選挙するまでの極めて短時間の職務でありますので、この際、 御挨拶は省略させていただきたいと思います。何卒よろしくお願いをいたします。

それでは、令和4年7月定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、管理者職務代理者から御挨拶を受けることといたします。

- **○東坂浩一管理者職務代理者** 議長。
- **〇江端将哲臨時議長** 管理者職務代理者。
- **○東坂浩一管理者職務代理者** 開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年7月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多用中にもかかわりませず多数の出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度、議員各位には各市議会における役員改選によりまして、本組合議会議員をお願いすることとなりました。

議員各位におかれましては、墓地行政等の適正な運営のため、格別の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議会構成の関係などの御審議をお願いすることとなってございます。

何卒よろしくお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇江端将哲臨時議長 これより本日の会議を開きます。時に午後2時2分

欠席届出の議員は、中河昭議員、東健太郎議員、今田哲哉議員の3名でございます。現在出席議員数は9名でございます。定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際、本日の会議録署名議員を定めます。服部浩之議員、亀井淳議員にお願いいたします。これより議事に入ります。直ちに日程に入ります。

本日、臨時議長において行います議事日程は、御手元の印刷物のうち日程第1、仮議席の指定から日程第3、選第1号、議長の選挙までの計3件を付議すべきこととなっております。

それでは、まず、日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は臨時議長において指定いたします。現在の席をもちまして仮議席とし、ただいま配布させていただいております仮議席表をもちまして、その発表にかえさせていただきます。

次に移ります。日程第2、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

次に移ります。日程第3、選第1号、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることにいたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

それでは、私から御指名申し上げます。議長には大矢克巳議員を御指名申し上げます。

ただいまの被指名人をもって当選人と決定することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **○江端将哲臨時議長** 御異議なしと認めます。よって、議長には大矢克巳議員が当選人と決しました。それでは、これより御挨拶を受けることいたします。大矢議員。
- **〇大矢克巳議長** この場で一言、お礼を申し上げさせていただきます。

本日、皆様の御推挙により飯盛霊園組合議会の議長に就任することになりました。

皆様の御指導、御鞭撻を基に、この議会運営を円滑に進めてまいりたいと思いますので、何卒、 皆様の御指導、御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございます が御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- **○江端将哲臨時議長** それでは、私の職務はこれにて終了いたしましたので新議長と交代いたしま す。御協力ありがとうございました。
- **〇大矢克巳議長** それでは、よろしくお願いいたします。

引き続き議事を行います。

日程第4、議席の指定を行います。

各議員の席は、現在、御着席の番号をもって指定し、ただいま配布させております議席表をもちましてその発表に代えさせていただきます。

次の日程に入る前に御報告申し上げます。

監査委員から本年4月から6月までに行われました例月出納検査の結果について、文書をもって報告がなされており、報告文書につきましては各議員の机上に配布させております。

以上で報告を終わります。

引き続き日程に入ります。

日程第5、選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては指名推選によることとし、議長において指名いたしたいと思いますが これに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選によることにいたしたいと思います。それでは私から御 指名申し上げます。副議長には江端将哲議員を御指名申し上げます。

お諮りいたします。ただいまの被指名人をもって当選人と決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、副議長には、江端将哲議員が当選人と決しました。 それでは、これより挨拶を受けることといたします。

- 〇江端将哲副議長 議長。
- **〇大矢克巳議長** 江端議員。
- **〇江端将哲副議長** 一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方の御推挙によりまして、本組合議会の副議長に就任させていただくこととなりました。

組合の発展のため、誠心誠意、努力してまいる所存でございます。皆様方の温かい御指導と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○大矢克巳議長 副議長の挨拶が終わりました。引き続き議事を行います。

日程第6、報告第1号、令和3年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告 についてを議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

- ○藤岡靖幸事務局長 議長。
- **〇大矢克巳議長** 事務局。
- ○藤岡靖幸事務局長 それでは、付議事件の3ページの報告第1号、令和3年度飯盛霊園組合霊園 事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

内容につきましては、4ページにありますとおり令和3年度から令和4年度に繰越いたしました 少量危険物取扱所設置工事につきましての御報告でございます。なお、本工事につきましては、令 和4年5月に完了いたしてございます。説明は以上です。

○大矢克巳議長 以上で報告第1号を終わります。

次に移ります。日程第7、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

- 〇藤岡靖幸事務局長 議長。
- **○大矢克巳議長** 事務局、どうぞ。
- **○藤岡靖幸事務局長** それでは、5ページ、報告第2号、専決処分の報告について御説明いたします。

内容につきましては、7ページの専決第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

8ページをご覧ください。

内容につきましては、人事院勧告による一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本組合の一般職の職員の期末手当を100分の127.5から100分の120に、また、再任用職員についても100分の72.5から100分の67.5に改定を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項で施行期日として公布の日から施行するものとし、第2項で 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置及び第3項で委任事項を定めるものでございま す。説明は以上です。

- **○大矢克巳議長** これより質疑に入りますが、通告をいただいております亀井議員からこれを受けることといたします。
- **〇**亀井淳議員 議長。
- **〇大矢克巳議長** 8番、亀井議員。
- **〇亀井淳議員** 報告第2号の中の附則ですね、令和4年度6月に支給する期末手当に関する特例措置では、手当から調整額を減じた額としているんですけれども、調整額とは何なのでしょうか。
- 〇藤岡靖幸事務局長 議長。

- **〇大矢克巳議長** 事務局。
- ○藤岡靖幸事務局長 調整額とは、令和4年6月に支給すべき期末手当に関する特例措置において、 令和3年12月に支給した期末手当に127.5分の15を乗じた数値でございます。
- **〇**亀井淳議員 議長。
- **〇大矢克巳議長** 亀井議員。
- **〇亀井淳議員** 昨年度に支払われた期末手当の一部を6月の期末手当から差し引くということは、 不利益遡及適用禁止の原則に違反するのではないかと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。
- 〇藤岡靖幸事務局長 議長。
- **〇大矢克巳議長** 事務局長。
- ○藤岡靖幸事務局長 議員、御指摘のとおりですね、令和3年11月相当分を減額する旨の改正となってございますが、本組合職員の給与等は守口市、門真市、大東市及び四條畷市の条例改正に準じ、本組合でも同様の改正のうえ今般の専決とさせていただいた次第でございます。

令和3年11月24日付け総務副大臣より、種々検討の結果、人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度相当額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う旨、並びに地方公務員の給与改定は、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、令和3年度の期末手当の引き下げに相当する額の調整時期は、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応することとの通知がございまして、この内容も踏まえ関係四市に準じた改正を行ったところでございます。

なお、平成18年2月10日大阪高裁の判例におきましても、1、地方公務員の給与に係る立法においても不利益遡及適用禁止の原則は適用されるとしています。しかしながら例外的に、2、特段の合理的理由ないし公共の福祉を実現するための必要性がある場合は、その必要性の程度、侵害される権利の内容、侵害の程度等を総合的に考慮して不利益の遡及適用が許される場合もあり得るとしておりまして、今回2を認めるのが民間企業との違いで、問題となった事案については給与の実質的な減額を適法としたことを受けまして違法性はないものと理解してございます。

○大矢克巳議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **○大矢克巳議長** 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。
- **〇**亀井淳議員 議長。
- **〇大矢克巳議長** 亀井議員。
- ○亀井淳議員 議席番号8番、日本共産党、門真市会議員の亀井淳でございます。

報告第2号について、反対の立場から討論を述べます。判断材料の根拠に令和3年11月24日付けの総務副大臣通知を挙げておりますが、通知は給与条例の改正は議会で十分審議を行ったうえで、地方自治法の第179条の規定に該当する場合を除いて専決処分によって行うことのないようになっているのに専決処分をしたことについては認められない、これが1点です。不利益遡及禁止の原則にもこれは違反していると。この問題では平成18年の2月10日、大阪高裁の判例を挙げて違法性はないとしていますけれども、これは年度内に支払った給与を遡及して減額した兵庫県の事例で、今回のように前年度に支払われたものを遡及して減額にしたものではないという点で大きく異なるものやということ。最後に先程も言いましたけども、例外的に認められている不利益遡及の場合に求められている特段の合理的な理由ないし公共の福祉を実現するための必要性についても全く示されていなかったと。以上のことから報告第2号については認めることはできません。以上です。

○大矢克巳議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。本件を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立・多数)

○大矢克巳議長 起立多数でございます。よって本件は承認することに決しました。

次に移ります。日程第8、議案第7号、飯盛斎場条例の一部を改正する条例案を議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

- 〇藤岡靖幸事務局長 議長。
- **〇大矢克巳議長** 事務局長。
- **○藤岡靖幸事務局長** それでは、11 ページ、議案第7号、飯盛斎場条例の一部を改正する条例案について御説明いたしますので、12 ページをご覧ください。

昨今の飯盛斎場につきましては、コロナ禍や超高齢社会の影響により年々火葬件数が増加しているとともに、市場価格の高騰等の影響により灯油料金や電気料金等の単価が上昇してきているなど、火葬事業に要する経費が急増してございます。また、火葬件数については、高齢者の人口動態等から約20年後をピークに年々増加すると見込まれているなか、現斎場は平成5年の建設から約30年が経過し老朽化が進んできているため、今後、新たに建て替えることとしており、新斎場の設計や工事等に多額の経費が必要となってきます。これらのことから今年度から関係4市におきましては分担金の増額等で対応してございますが、本斎場を利用する関係市以外の自治体の住民におきましても一定の経費増加分の利用者負担を求めるため条例改正を行うものでございます。

内容につきましては、別表 1、使用料の火葬炉のその他の住民の欄の金額を、関係市の住民の 6 倍となる、12歳以上 10万円を 12万円に、12歳未満 6万5,000円を 7万8,000円に、妊娠 4か月以上の死胎 2万円を 2万4,000円に改定しようとするものでございます。

なお、附則としたしまして市外の方等への周知期間を考慮し施行を令和4年10月1日からとして ございます。説明は以上となります。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第9、選任同意第3号、監査委員の選任についてを議題といたします。 議題の朗読を省略し直ちに説明を求めます。

- 〇東坂浩一管理者職務代理者 議長。
- **〇大矢克巳議長** 管理者職務代理者。
- **○東坂浩一管理者職務代理者** 選任同意第3号につきまして御説明を申し上げます。

監査委員の選任についてでございますが、議会の議員の皆様の中から委員をお願いするもので ございます。つきましては、今田哲哉議員を適任と認め選任いたしたく存じますのでよろしく御 同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〇大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより選任同意第3号を採決いたします。本件はこれに同意すること異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決しました。

これより一般質問に入ります。通告いただいております**亀**井議員からこれを受けることといたします。

- O亀井淳議員 議長。
- **〇大矢克巳議長** 亀井議員。

〇亀井淳議員 議席番号8番、日本共産党門真市議会議員の亀井淳でございます。通告しております今後の飯盛霊園組合の墓所の在り方について、令和3年12月に改定されました飯盛霊園組合施設管理基本計画、及び現状の検討及び今後の進め方、事業報告の内容を踏まえてお尋ねします。

飯盛霊園組合は、1965 年、今から 57 年前に発足しました。当時は、高度経済成長のもと、人口が急増し墓所や火葬場の不足を補うために守口市、門真市、大東市、四條畷市が霊園事業を共同で始めました。墓所は、1968 年から供用開始しました。概要は、敷地面積 57 ヘクタール、基本造成墓所数 2

4,000 区画、供用済み区画数 21,978 区画となっています。

現状の検討及び今後の進め方の霊園整備の状況に示されているように、近年、新規墓所の申込みの減少、墓所の返還及び合葬墓の申込み増加などの社会状況の変化に伴い歳入が減少しています。 一方、今後は施設の老朽化対策やバリアフリー化、公園、植栽整備に伴う歳出の増加への対策についての課題が示されています。

私は、継承者不在の分譲墓所、少子化とそれに伴う意識の変化している中で、今後の本組合事業をどうしていくのか、今からしっかりと将来を見据えた方針を持つ必要性があると考えています。 以上を踏まえて質問をさせていただきます。

1点目は、現状についてであります。私は今回の質問に先立ちまして本霊園内を見て回ったところ、以前に比べて返還された墓所数が増えている、区画によって返還された墓所が多い区画と少ない区画があると思いました。

園内の区画別の使用許可率、墓所の返還状況、区画別の永代維持費の現状などについて答弁を求めます。

2点目は、30年50年先を見据えた今後の課題についてであります。施設管理基本計画に2049年度までの墓地需要の推計が示されています。墓所返還が増加傾向にあるので、今後の個別安置型の墓所については需要を十分満たすことができると思われるとありました。

未整備区域の活用に当たって、本霊園に関係する4市の特性を把握するために独自アンケート調査を実施した結果、希望するお墓の形態として、個別安置型の普通墓所を希望する方が約43パーセント、芝生墓所約15パーセント、シンボルツリー型個別墓所約13パーセント、シンボルモニュメント型合葬墓約13パーセントとなっています。また、墓所の所得に関する心配事について、費用と

答えた方約29パーセント、維持手入れ約23パーセント、将来の継承者20パーセント、管理状況20パーセントなどの意見がありました。更に、お墓に使用期限を設け、期限経過後に合葬墓に埋葬する制度については58.9パーセントの人が賛成又は条件付きで賛成との回答があります。今後も一定、個別安置型の普通墓所を希望する方がおられると思いますし、現在、墓所をお持ちの方も御先祖の眠っている墓所を移転するのは駄目だと考える方もおられると思います。それぞれのみなさんの思いを何よりも尊重することが前提となりますが、墓所の在り方に対しての考え方の変化などを踏まえ、施設管理について、将来を見越した手立ての検討をすることが、30年先、50年先を見据えて必要なことではないかと考えます。本霊園についての今後の課題をどのように考えているのか答弁を求めます。

3点目は、今後の霊園墓所の活用についてです。将来を見越した場合、現在の敷地面積 57 へクタールが必要かという問題です。一定、区画を集約することも視野に入れ、集約によって生まれる用地を霊園以外に活用し、収入の確保も含めた検討をしてはどうかということです。

例えば、現在の自然環境に馴染んだ農業公園やJAなどと協同して農地として活用するとか、太陽光や風力など再生エネルギーの供給など、地域の自然、地域住民との調和を図りながら霊園との整合性を踏まえた活用を将来検討してはどうでしょうか。今後の霊園墓所の活用について答弁を求めます。以上です。

〇藤岡靖幸事務局長 議長。

〇大矢克巳議長 事務局。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、亀井議員の御質問に対しまして、まず1点目と2点目の墓所の状況と課題についてお答えいたします。

近年、少子高齢化や核家族化、景気の低迷等の社会状況の変化等に伴い、お墓に対する意識も変化してきており、本霊園におきましても近年墓所の申込みや返還について変化が起こってございます。本霊園では、平成20年度以降、一般墓所の使用許可が減少傾向、一方で墓所返還は増加傾向にあり、特に平成27年以降にはその傾向が顕著になってきてございます。また、墓所の形態につきましては、合葬墓の許可件数が増加傾向にあり、これも市外利用者への許可を開始した平成26年以降は急増してきてございます。

特にこれまで運用していた墓所返還に伴う還付金の債権放棄を条件に墓石等の撤去を組合が行う特例制度、これを令和4年度以降、その対象を原則、生活保護者等に限定するとしたことから、令和3年度末には墓所返還及び合葬墓への改葬が急増し、全体の許可率は91.2パーセントとなり、墓所返還率は11.2パーセントとなっています。

議員ご質問の区画ごとの内訳を見てみますと、令和3年度末時点でのデータになりますが、使用許可につきましては、新規募集を終了している1区から11区までの区画19,539件中、許可済みの区画数が17,943件で使用許可率は91.8パーセントとなっています。また、現在新規募集中である12区、13区におきましては、2,439件の区画数中、許可済み区画数が2,102件で使用許可率は86.2パーセントとなっています。区画が埋まっていない状況でございます。

次に墓所の返還状況の内訳につきましては、墓所の申込み時期が早かった1区が最も返還率が高く17.9パーセントで、以降、順に7区までが墓所返還が多くなってきており、新規募集を終了しています1区から11区までの平均の墓所返還率は14パーセント、新規募集中の12区、13区の返還率は1.9パーセントとなってございます。

なお維持費のお支払いがない永代維持費のみの方は、昭和54年度までに使用許可された墓所に限 定されるため、原則的に1区から6区に当初申し込まれた方が対象となっておりますが、全体で 8,436件となっており、全区画数に占める割合は42.1パーセントとなっております。

また、既存墓所におきまして、墓所の承継がうまくいかず無縁墓所になるケースや、社会課題となっています孤独死による無縁遺骨などについても増加傾向にあります。

一方で、霊園内の施設を見てみますと、昭和40年代から造成工事を行ってきましたことから施設の老朽化が進んできており、昨年度、今年度に現況調査も進めてございますが、今後は設備の更新や桜などの樹木の植え替え等に多額の費用がかかると考えております。

これらの状況を踏まえた課題としましては、財政的な観点からは、墓所販売や維持費などによる収入が減少し、施設の更新に係る費用は増加してくるため、収入の確保や効率的な財政運営がより求められてくると認識してございます。そのため、収入の確保策としましては、先進事例や墓所に対する意識調査等の結果から樹木葬や一定期間経過後自動的に合葬墓に改葬する期限付き墓所、費用等が抑えられる小区画墓所などの新たな墓所形態の導入を検討していく必要があると考えております。

次に議員から質問の3点目となります今後の霊園の活用につきましてお答え申し上げます。空き 墓所区画を集約し墓地以外への活用を図ってはどうか、という御提案についてでございますが、空 き墓所区画の集約につきましては、東京の公立霊園でそのようなお考えで集約化を検討した事例が ございましたが、なかなか全区画の移転同意を受けることは困難であるということから、集約化を 断念したということで聞いております。実際、本組合窓口におきましても御親族の方で墓所の移転 には反対の御意見もお聞きした経過もあることから、実施には課題があると認識しております。

また、霊園敷地内における農業公園や再生エネルギー供給といった御提案でございますが、墓地の許可等につきましては墓地、埋葬等に関する法律等による規制があり、また都市計画施設の墓園として都市計画決定され、都市公園として管理しておりますことから、敷地内の利用には都市公園法等の規制がかかってございます。よって、現行法等の枠組みでできることを精査していく必要があり、一定の課題があるものと認識してございます。

しかしながら、今後の持続可能な霊園運営に向けて新たな収入確保策は、本組合における重要な課題と認識しておりますことから、将来的な施設管理を見据えた整備は必要であると考えており、施設の更新の際には、敷地内の土地の新たな利活用も含め、効率的な管理が可能となるような選択と集中などの考えも取り入れ、今後とも先進事例の調査研究及び関係諸機関との協議調整に努めてまいりたいと考えております。

〇亀井淳議員 議長。

〇大矢克巳議長 亀井議員。

○亀井淳議員 私、議員になって今年32年目なんです。私が議員になった頃、バブル景気が弾けてたんですね。けれども今ほどの景気の悪さじゃなかったし、そのあと全国的にも北河内もそうですけども産業の空洞化が始まりね、そして非正規雇用が増えてね、なかなか結婚したくても結婚できない、少子化がどんどん進んで、これ始まりは変わらへん。そういう状況になって、今に至ってるわけです。墓所についても、そういうふうな中で、先を考えていかなあかん時期に来てるなというのが私の率直な思いなんですね。なんで30年、50年言うたかというと、30年先は、僕、今65なので95で、いてないかもしれへん。いてないと思いますわ。50年先は、もうひとついてない。けれどもここの飯盛霊園はずっと続くわけですね。そういう中でね、やっぱり先を見越したうえで対応する必要があるのが今の飯盛霊園ちがうかなと思うわけなんです。そういう中で空き墓所の区画の集約について御親族の方で墓所の移転には反対もあり実施には課題があると認識しているという答弁やったんですけども、これはもう当然のことやと思っています。しかしながら、質問の中でも述

べましたけれども、墓地所有者の皆さんの思いを、もちろん何よりも尊重することは前提ではありますけれども、墓所の在り方に対しての考え方の変化などを踏まえて施設管理について将来を見越した手立てを、検討が必要な時期が必ず訪れると思うんですね。そこに対しての対応を考えざるを得ないのとちがうかなということです。墓地の許可などについては、法律などによります規制、都市計画施設の、墓園としての都市計画が決定されて、そして管理敷地内の利用などの規制が係っているということは、もちろん認識してるんですね。しかし答弁の中でも、今後の持続可能な霊園運営に向けて新たな収入確保策については、本組合における重要な課題と認識されたわけなんですけれども、墓地所有者の負担を、やっぱり極力、増やすんじゃなしに、様々な努力をしていただけますように要望しておきます。そして施設の工事の際には、敷地内の土地の新たな利活用も含めて効率的な管理が可能となるような選択と集中な考え方もありかなと思うんですよ。今後とも先進事例の調査ですね。研究及び関係諸機関との協議調整も努めたいとありましたけども社会の変化の中で将来、法の見直しもですね、あると思うんですよ。現状からいくと。そういうときの中で、やっぱり改めて30年、50年後、社会の変化に柔軟に対応した飯盛霊園組合になっていただくことを願って質問を終わります。

○大矢克巳議長 それでは亀井議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本年度の行政視察につきまして、組合議会幹事会において決定いたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。

よって、本年度の行政視察は組合議会幹事会において決することといたします。 以上を持ちまして、本定例会に付議した事件はすべて議了いたしました。 それでは、閉会に際し管理者職務代理者から御挨拶を受けることといたします。

- **○東坂浩一管理者職務代理者** 議長。
- **〇大矢克巳議長** 管理者職務代理者。
- **○東坂浩一管理者職務代理者** 閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、新しく正副議長が御就任をされました。また新たな議会構成が定まりましたことは、誠に 御同慶に存ずるところでございます。また、本日、提出いたしました事件に速やかに御決定を賜り 厚くお礼を申し上げます。今後とも御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、誠 に簡単でございますが閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○大矢克巳議長 続きまして閉会に当たり私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会において、慎重なる御審議を賜り、適切なる議会の意思を決定いただきましたことに対し、心から敬意と感謝を申し上げさせていただきます。

最後に皆さま方の御自愛と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、本定例会はこれをもちまして閉会といたします。

誠にありがとうございました。時に午後2時39分